うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務 仕様書

1 委託業務名

うきは市地域エネルギープロジェクト可能性調査業務

2 業務履行期間

契約締結日から令和5年2月28日(火)まで

3 業務の趣旨

本業務は、総務省「地域経済循環創造事業交付金」を活用し、分散型エネルギーの割合を 高めるとともに、地域のエネルギーに対する支出を地域内に還流させる仕組みを構築するこ とで、地域経済の好循環に繋げることを目的として、防災道の駅として今後整備が進められ ていく予定の「道の駅うきは」地域と、建て替え計画のある「西隈上団地」の2地域におい て、分散型エネルギーインフラ整備の検討を行うとともに、うきは藤波発電所で発電した電 気等を地産地消するための地域エネルギーマネジメントシステム(地域新電力会社の設立等) の実現可能性について調査・検討を行うものです。

4 業務の内容

- (ア) 防災道の駅、西隈上団地等における事業可能性調査
 - ① 地区内(2地区)におけるエネルギー需要量調査(電力・熱等)
 - (イ) 需要量の把握
 - (ロ)需要量の将来予測
 - ② 地区内(2地区)におけるエネルギー供給量調査
 - (イ) エネルギー資源の供給量の検討
 - (ロ)エネルギー供給設備の検討
 - (ハ) エネルギーインフラ設備の検討(熱導管、送配電線等)
 - ③ 地域エネルギーマネジメントシステム等の検討
 - (イ) エネルギー需給管理方策等の検討
 - (口) 地域エネルギーマネジメントセンター機能の検討
 - ・地区内(2地区)への電熱併給サービス等の検討

- ・その他各種サービスの検討
- (イ) 地域経済循環事業スキーム等調査(地域新電力設立可能性調査)
 - ① 電力小売事業全般に関する事業動向調査
 - (イ) 国内電力市場における最新動向、関連法令等の調査
 - (ロ) 自治体が出資及び関与する地域新電力会社の事例調査
 - ② 調達先電源の調査
 - (イ) 市内の再工ネ電源等 (F | T電源及び非F | T電源) 等の発電規模及び利用可能性の整理
 - ③ 需要家候補の調査
 - (イ) 市内公共施設及び外郭団体等
 - (ロ)市内の民間事業者(数社程度)
- (ウ) 地域の再エネ電源等を活用した地域新電力の実現可能性調査
 - ① 需要電力量と供給電力量の需給シミュレーションの実施(経済性試算に必要となる 需給カーブの作成)
 - ② 地域新電力の事業収支試算
 - ③ 事業スキームの検討
 - ④ 参画意向のある民間事業者との協議・調整支援等
- (エ) 地域新電力の設立基本方針の検討
 - ① 地域新電力事業方針(電源調達方針、需要家獲得方針)の検討
 - ② 自治体の経営への関与方法・出資比率等の検討
 - ③ 運営体制及び事業化スケジュールの検討
 - ④ 地域新電力会社の設立・運営に必要な資金及び調達方法の検討
 - ⑤ 地域新電力会社の事業実施に係る必要な申請・登録書類案の作成
- (オ) 市が有する遊休地や遊休施設を活用した発電事業の検討、計画策定
 - ①候補地、候補施設についての検討・選定(2か所)
 - ②事業性評価(2か所)
 - ③発電事業についての計画策定、基礎設計
- (カ) 事務打ち合わせ、検討委員会、関係者との協議等
 - ① 市との事務打ち合わせ(毎月1回 ※3回に1回程度は Web 打合せも可とする)
 - ② 検討委員会の開催支援(3回以上開催予定)

- ③ 検討委員会への出席、資料の作成、議事録の作成等
- ④ 関係者(関係団体、市長、議会)との協議開催支援(説明資料の作成等)
 - ・関係団体の協議(6回を想定)
 - ・市長との協議(2回を想定)
 - ・議会との協議(2回を想定)

(キ) その他

総務省の地域経済循環創造事業交付金募集要領(分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスタープラン策定事業)に関する事業)に示される「分散型エネルギーインフラプロジェクトプラン作成フロー」の検討手順を参考に進めること。

5 業務の進め方

- (ア)業務委託契約締結後、すみやかに業務計画書を作成し提出すること。
- (イ)業務計画書に基づき業務を進め、定期的に報告すること。
- (ウ) 業務計画に変更が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議すること。
- (エ)委託者が、業務の実施内容等について報告を求めた場合は、遅滞なくこれに応じること。

6 業務計画書

- (ア) 内容・・・・・業務内容、業務スケジュール、業務体制、目標
- (イ)提出期限・・・・契約締結後, 1週間以内
- (ウ) 部数及び形式・・紙ベース3部及び電子データ

7 業務の条件

- (ア)本業務を遂行するにあたっては、必要に応じて関係資料を貸与する。(本業務完了後また は別途指示する場合は、速やかに返却すること。)
- (イ)本業務の実施にあたっては、事務局の指示により、事務局において担当職員と必要な協 議及び打ち合わせを行うものとする。

8 成果品

業務完了時は、完了報告書及び納品書、成果品を提出し、委託者の完了検査を受けること。 なお、本業務委託は総務省の地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト)を受けていることから、完了報告書には『地域経済循環創造事業交付金(分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスタープラン策定事業))により作成』されたものであることを明記すること。

また、成果品についてはデザインやレイアウト、図説等の工夫を行うこと。

- (ア)報告書(A4判・100P程度・フルカラー・背表紙製本・50部)
- (イ) 報告書概要版 (A 4 判・10P 程度・フルカラー・背表紙製本・100 部)
- (ウ)マスタープラン概要版(ビジネスモデルの全体像を中心に図示化して記載・A3判(横) 1枚・フルカラー・パワーポイントで作成・5部)
- (エ) その他マスタープラン策定に係る関係書類及び各種会議等の運営記録一式
- (オ) 上記各電子データ (CD-R等) 一式

9 業務履行の確認及び支払い条件

- (ア)支払いの請求に当たっては、前項に掲げる関係書類を提出し、検査担当職員の検査を受けること。
- (イ)支払いは業務完了後一括払いとし、受託者は完了検査を受けた後、委託料を請求すること。
- (ウ)委託者は請求日から30日以内に支払うものとする。

10 その他

- (ア) 完成した成果物の著作権は、委託者に帰属するものとする。
- (イ) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度事務局と協議するものとする。